

Mito

広報みと

令和4(2022)年

1.15

No.1518

お知らせ号

新型コロナワクチン追加接種(3回目接種)のスケジュールなどをお知らせします

問合せ／水戸市新型コロナワクチン接種コールセンター(☎0570-089-310)
または保健予防課新型コロナワクチン事業室(☎303-6313)

追加接種(3回目接種)の予約受付スケジュールなど

市では、新型コロナワクチン追加接種(3回目接種)を進めています。下表のとおり、接種に必要な書類(接種券一体型予診票、接種済証など)を順次、発送します。

2回目の接種をした時期	書類発送日	予約開始日時
令和3年7月3日～14日	1月17日(月)	65歳以上の方…1月21日(金)、午前10時から ※1月21日(金)に65歳になる方も含みます。
令和3年7月15日～28日	1月25日(火)	65歳以上の方…2月1日(火)、午前10時から
		64歳以下の方…2月16日(水)、午前10時から ※2月1日～16日に65歳になる方は、2月1日から予約ができます。

**ワクチンを大切に使うために
ご協力をお願いします**

ワクチン接種当日の急なキャンセルや無断のキャンセルがあると、大切なワクチンが無駄になってしまいます。

やむを得ない事情によりキャンセルするときには、必ず、事前に、市コールセンターに連絡するか、予約サイトからのキャンセルをお願いします。

追加接種(3回目接種)の予約方法

追加接種(3回目接種)には、事前の予約が必要です。次のいずれかの方法で予約してください。

インターネット



専用サイト／<https://vaccines.sciseed.jp/mito-city> ※右の二次元コードからも申込みます。



※予約のサポート窓口を設置します。詳細は、2ページをご覧ください。

電話



水戸市新型コロナワクチン接種コールセンター

専用電話／0570-089-310

時間／午前9時30分～午後5時

※予約開始日は午前10時から。

※土・日曜日、祝日も開設。

郵送



郵送の予約方法など、詳細は、2ページをご覧ください。

※郵送の場合は、接種日時、接種会場、ワクチンの種類を選ぶことはできませんので注意してください。

今号の目次

P.2…新型コロナウイルス感染症関連情報 P.4…市民税・県民税の申告には事前予約が必要です P.7…情報ガイド P.13…生活瓦版／水戸市植物公園 P.14…プロスポーツナビ／暮らす 働く この街で P.15…イベントカレンダー／各種相談窓口 P.16…水戸市保健所からのお知らせです

問合せ／水戸市新型コロナワクチン接種コールセンター(☎0570-089-310)
または保健予防課新型コロナワクチン事業室(☎303-6313)

インターネット予約のサポート窓口を開設します

市では、高齢者の方などがインターネットで安心して予約を行えるよう、スマートフォンやタブレットの操作をサポートする窓口を開設します。窓口では、スマートフォンの操作に慣れている大学生などが、新型コロナワクチン接種予約のサポートを行います。

開設場所	開設日
市役所本庁舎1階	1月15日・22日、2月5日・12日の土曜日
赤塚出張所	2月5日・12日の土曜日
稲荷第一市民センター	
内原市民センター	
渡里市民センター	2月5日(土)

※上記以降の開設日など、詳細は、「広報みと」や市ホームページなどでお知らせします。

開設時間／午前9時30分～正午、午後1時～5時

対象／追加接種(3回目接種)の予約受付が開始されている方 ※2回目接種をした時期により、予約開始日時が異なります。

持ち物／接種券一体型予診票など接種券番号がわかるもの、スマートフォンやタブレットなどの通信機器 ※フィーチャーフォン(ガラケー)からは、インターネットでの予約はできません。

申込み／当日受付



追加接種(3回目接種)の郵送予約について

市では、新たに郵送による予約を受付けます。インターネットや電話での予約とは異なり、**接種日時、接種会場、ワクチンの種類を選ぶことはできません**ので注意してください。

申込み／申込書に必要事項を記入のうえ、返信用封筒(84円切手貼付、返信先住所記載)を同封し、郵送で、水戸市保健所新型コロナワクチン事業室(〒310-0852 笠原町993-13)へ

※申込書には、接種券番号の記入が必要です。接種券一体型予診票が届いてから郵送予約をしてください。申込書は、市役所本庁舎、各出張所、各市民センターにあります。

※受付後、予約確認書を返信用封筒に同封して郵送します。

受付期間／3月18日(金)(当日消印有効)まで

※予約開始日前に申込書の郵送があった場合でも、予約の決定は、予約開始日以降となります。

移動が困難な方へタクシー助成券の交付を行っています

市では、新型コロナワクチン接種の際に、一般の交通機関での移動が困難な方の移動を支援するため、タクシー助成券を交付しています。

対象／次のいずれかに該当する方

- ・介護保険の要介護2以上の方
- ・身体障害者手帳(1・2級)の交付を受けている方
- ・療育手帳(㍷・A)の交付を受けている方
- ・精神保健福祉手帳(1・2級)の方
- ・75歳以上のひとり暮らしの方
- ・指定難病特定医療費受給者または一般特定疾患医療受給者証の交付を受けている方

助成額／初回接種(1・2回目接種)の方…700円×4枚、追加接種(3回目接種)の方…700円×2枚

利用方法／次のとおり利用してください

- ①助成券が届いたら、タクシーを予約します
- ②接種日当日、タクシー乗車時に、助成券と接種券を提示し、降車時に、助成券を乗務員に渡します。総額から700円を差引いた金額を支払ってください。1回の乗車につき、1枚使用することができます

申込み／接種予定日の6日前までに、電話で、水戸市新型コロナワクチン接種コールセンター(☎0570-089-310)へ

※受付後、タクシー助成券、事業者一覧を郵送します。

有効期限／9月30日(金)

※有効期限が2月28日(月)までの助成券も9月30日まで利用できます。

水戸市へ転入した方は接種券発行の申請が必要です

令和3年3月1日から12月31日までに水戸市に転入した方で、新型コロナワクチンの接種を希望する方は、申請が必要です。次のいずれかの方法で申請してください。

郵送申請	電子申請
「新型コロナウイルスワクチン接種券発行申請書【転入者用】」に記入し、郵送で、水戸市保健所新型コロナワクチン事業室（〒310-0852笠原町993-13）へ ※申請書は、市役所本庁舎、各出張所、各市民センターまたは市ホームページから入手できます。	いばらき電子申請・届出サービス (https://s-kantan.jp/city-mito-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=24594) から申込み ※右の二次元コードからも申請できます。

※転入前の市区町村で新型コロナワクチンを1回または2回接種した方は、その接種記録が記載されている「接種済証」「接種記録書」「接種証明書」のいずれかの写し（電子申請の場合は画像データ）を添付してください。

STOP！ワクチン差別

新型コロナワクチンは、新型コロナウイルス感染症の予防に高い効果がありますが、さまざまな事情により、接種を受けたくても受けられない方がいます。

ワクチンを受けることは強制ではありません。職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない方に差別的な対応をしたりしないよう、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

ワクチン接種を受けられない方

- ・明らかに発熱している方（※1）
- ・重い急性疾患にかかっている方
- ・ワクチンの成分に対し、アナフィラキシーなど重度の過敏症（※2）の既往歴のある方
- ・上記以外で、予防接種を受けることが不適当な状態にある方

（※1）明らかな発熱とは、通常37.5℃以上を指します。ただし、37.5℃を下回る場合も、平時の体温から、発熱と判断される場合はこの限りではありません。
（※2）アナフィラキシーや、全身性の皮膚・粘膜症状、ぜんめい喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下など、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状。

差別を受けたり見かけたりしたら

▼みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）

専用電話／0570-003-110

▼子どもの人権110番

専用電話／0120-007-110

※いずれも受付時間は午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）。

新型コロナウイルスの無料検査について

県内でオミクロン株の市中感染が確認されたことを受け、県では、感染不安を感じる方を対象に、無料検査を実施しています。

対象者や検査場所など、詳細は、県ホームページ (<https://www.pref.ibaraki.jp>) をご覧ください。



問合せ／県受診・相談センター（☎301-3200）

定期接種の特例措置を受けられる場合があります

問合せ／保健予防課予防衛生係（☎243-7315）

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、定期接種となっている予防接種を対象期間内に受けられなかった方は、特例措置として、対象期間を過ぎていても公費助成による接種が受けられる場合があります。特例措置を受けるときには、決められた接種時期に定期接種ができない理由があることを医師が認めた理由書が必要になります。理由書は、対象期間を過ぎて接種する際に、医療機関が作成して市保健所に提出しますので、事前に医療機関に相談してください。

なお、特例措置の手続きなど、詳細は、保健予防課予防衛生係にお問合せください。

